

特定特殊自動車改善措置届出一覧表

改善措置届出日：平成 29 年 9 月 15 日

改善措置届出番号	30	改善措置開始日	平成 29 年 9 月 15 日
届出者の氏名又は名称	株式会社 タダノ 取締役社長 多田野 宏一	問い合わせ先：品質安全部 TEL (087) 894-7550	
不具合の部位（部品名）	原動機(ターボチャージャ)		
技術基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	ホイール・クレーンの原動機において、エンジン制御のプログラムの設定が不適切なため、繰り返しエンジン高回転・高負荷域から減速操作を行うと、ターボチャージャのスラストベアリングに高い負荷が発生しスラストベアリングおよびスラストリングに摩耗を生じることがある。そのため、ターボチャージャのシャフトにガタつきが生じ、そのままの状態で使用を続けると、ターボチャージャのシールリングが損傷してエンジンオイルが漏れ出し、当該オイルがエンジン内部、排気系に入り込み、白煙、異音、エンジン回転数の上昇等の不具合が発生し、最悪の場合、エンジンが破損するおそれがある。		
改善措置の内容	全車両、エンジン制御プログラムを対策品に書き換える。 また、インタークーラ及びターボチャージャ内部にエンジンオイルの漏れが確認された場合は、エンジン、吸気系、排気系の装置を点検し、損傷部品の交換を行なう。		
不具合件数	0 件	事故の有無	0 件
発見の動機	市場からの情報による。		
当該特定特殊自動車の使用者に周知させるための措置	・直接電話またはダイレクトメール等により連絡する。		

車名	型式	呼称 (カタログ名)	改善措置対象車の車台番号（シリアル番号）の範囲及び製作期間	改善措置対象車の台数	備考
タダノ	UDS-T007	「GR-250N-3」	T007-0706 ~ T007-1628 平成26年11月10日 ~ 平成28年10月14日	5 台	